

広島県告示第九百七十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によつて、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和元年十一月二十六日

広島県知事 湯崎英彦

告示番号	所在地	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域								
		区域の名称	の自因の土 然と発砂 種現な生災 類象る原害	区域の名称	の自因の土 然と発砂 種現な生災 類象る原害							
本郷川（一五一隣七）	本郷川（一五一隣六）	本郷川（一五一隣五）	本郷川（一五一隣四）	本郷川（一五一隣三）	本郷川（一五一隣二）	本郷川（一五一隣一）	本郷川（一五一隣）	小文川（一五一隣）	小文川（一五一）	小文川（一五一隣）	小文川（一五一）	の自因の土 然と発砂 種現な生災 類象る原害
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	の自因の土 然と発砂 種現な生災 類象る原害
本郷川（一五一隣七）	本郷川（一五一隣六）	本郷川（一五一隣五）	本郷川（一五一隣四）	本郷川（一五一隣三）	本郷川（一五一隣二）	本郷川（一五一隣一）	本郷川（一五一隣）	小文川（一五一隣）	小文川（一五一）	小文川（一五一隣）	小文川（一五一）	の自因の土 然と発砂 種現な生災 類象る原害
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	の自因の土 然と発砂 種現な生災 類象る原害

本郷川 (一五一隣九)	本郷川 (一五一隣八)	本郷川 (一五一隣九)	本郷川 (一五一隣八)
三反田川一號 (五〇七九) 隣二)	三反田川一號 (五〇七九) 隣二)	三反田川一號 (五〇七九) 隣二)	三反田川一號 (五〇七九) 隣二)
三反田川一號 (五〇七九) 隣三)	三反田川一號 (五〇七九) 隣三)	三反田川一號 (五〇七九) 隣三)	三反田川一號 (五〇七九) 隣三)
三反田川一號 (五〇七九) 隣四)	三反田川一號 (五〇七九) 隣四)	三反田川一號 (五〇七九) 隣四)	三反田川一號 (五〇七九) 隣四)
土石流	土石流	土石流	土石流
三反田川一號 (八五六〇) 隣四)	三反田川一號 (八五六〇) 隣三)	三反田川一號 (八五六〇) 隣二)	三反田川一號 (八五六〇) 隣二)
三反田川一號 (八五六〇) 隣三)	三反田川一號 (八五六〇) 隣二)	三反田川一號 (八五六〇) 隣二)	三反田川一號 (八五六〇) 隣二)
三反田川一號 (八五六〇) 隣二)	三反田川一號 (八五六〇) 隣二)	三反田川一號 (八五六〇) 隣二)	三反田川一號 (八五六〇) 隣二)
土石流	土石流	土石流	土石流
三反田川一號 (八五六〇) 隣四)	三反田川一號 (八五六〇) 隣三)	三反田川一號 (八五六〇) 隣二)	三反田川一號 (八五六〇) 隣二)
三反田川一號 (八五六〇) 隣三)	三反田川一號 (八五六〇) 隣二)	三反田川一號 (八五六〇) 隣二)	三反田川一號 (八五六〇) 隣二)
三反田川一號 (八五六〇) 隣二)	三反田川一號 (八五六〇) 隣二)	三反田川一號 (八五六〇) 隣二)	三反田川一號 (八五六〇) 隣二)
土石流	土石流	土石流	土石流

三反田川二号（八五六〇 隣五）	三反田川二号（八五六〇 隣六）	三反田川二号（八五六〇 隣五）
土石流	土石流	土石流
三反田川二号（八五六〇 隣七）	三反田川二号（八五六〇 隣六）	三反田川二号（八五六〇 隣五）
土石流	土石流	土石流